

飯田市子育て短期支援事業のご案内

子育て短期支援事業は、保護者の病気や出産、育児疲れなどにより、家庭での子育てが一時的に困難になった場合、児童養護施設等でお子さんをお預かりする事業です。

事業名	短期入所生活援助事業 (ショートステイ、宿泊あり)		夜間養護等事業 (トワイライトステイ、宿泊なし)	
対象者	市内に居住する 18 歳未満のお子さん			
利用要件	(1) 保護者の病気、ケガ (2) 妊娠、出産、同居親族の看護 (3) 冠婚葬祭、転勤、出張、災害復旧 (4) 育児疲れ、育児不安			
利用期間	ひと月につき 7 日以内		午後 5 時から午後 10 時まで 年度内につき 30 日以内	
利用料	1 泊あたりの保護者負担金		1 回あたりの保護者負担金	
	2 歳未満児	2 歳以上児	2 歳未満児	2 歳以上児
生活保護世帯、 母子父子家庭で市民税 非課税世帯	0 円	0 円	0 円	0 円
上記以外の非課税世帯、 母子父子家庭で市民税 課税世帯	1,100 円	1,000 円	300 円	300 円
上記以外の世帯	5,350 円	2,750 円	750 円	750 円
預かり先	○おさひめチャイルドキャンプ 飯田市仲ノ町 305-6 (電話 0265-22-3875)			
	○風越乳児院 (3 歳未満児のみ) 飯田市丸山町 4-7490-3 (電話 0265-22-4127)			
	○風越寮 飯田市砂払町 3-943-1 (電話 0265-22-1489)			
	○慈恵園 豊丘村神稲 4461-1 (電話 0265-35-8080)			
	○たかずやの里 伊那市東春近 7000-8 (電話 0265-72-6456)			
	○里親 飯田下伊那の契約里親宅			

利用の流れ

1. 問い合わせ

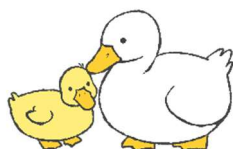
- 利用したい日時が決まりましたら、早めに市こども課までご連絡ください。
- 利用要件と施設の空き状況を確認します。
※施設の空き状況により、利用できない場合があります。

2. 申し込み

- こども課窓口 (りんご庁舎2階) にて、申込書を記入し負担金をお支払いください。
- 持ち物：口座番号がわかるもの、お金

3. 施設利用

- 施設への送迎は保護者が行ってください。
- キャンセルの場合、平日はこども課、休日は施設へ連絡してください。



お問い合わせ先

飯田市本町 1-15 りんご庁舎2階 こども課こども相談係

☎0265-22-4511 (内線 5305) 土日祝除く 8 時 30 分～17 時 15 分